

第一回臨時総会

日時：2024年1月28日(日) 18:30～

主催：委員長 酒井 駿輔
運営役員： 宮良由宇土
 廣瀧 小夏
 根本 日子
 目黒 脩己
出席者： 各校代表者2名
於： オンライン

議題

1. 臨時総会開催根拠の明示 . . . 2
2. 諸確認事項 . . . 2
3. 第71期リーグ戦・女子部リーグ戦日程 . . . 3・4
4. 本連盟規約改正（ブロック分け抽選会） . . . 5~8
5. 本連盟規約改正（新人戦・女子部新人戦） . . . 9~12
6. 連絡事項（第70期新人戦・女子部新人戦など） . . . 13・14
7. 全体を通じた質疑応答 . . . 15

開始 18 : 35～(レコーディング 18 : 37～)

発言者：酒井

1. 臨時総会開催根拠の明示

《臨時総会》第十八条

- ①臨時総会は、委員長が必要と認めるときに開くことができる。
但し臨時総会の招集は委員長が行う。
- ②加盟校の過半数の請求があった場合、委員長は臨時総会を招集しなければならない。

→今回は本連盟規約第十八条第一項に基づいて開催。

2. 諸確認事項

定足数

《定足数》第十九条

総会は加盟校の三分の二以上の出席、又は委任状の提出がなければこれを開くことができない。

→現在 53 校が本連盟に所属。

36 校以上の出席・委任状提出があれば、本総会は正常に成立する。

→事前アンケートでは出席 46 校、委任状 7 校。

本連盟規約第十九条に基づき本総会は正常に成立。

→アンケート通りの出席がされていることを確認。

議決の根拠

《議決権の行使》第二十一条

総会の議決権は**各大学一票**とし、各大学の代表者 1 名がこれを行行使することが出来る。

《議決の方法》第二十二条

総会の**議決は加盟校の過半数でこれを決議**し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三条に従う。

《規約の改定》第二十三条

本規約の改正は、総会において出席校の三分の二以上の議決を必要とする。

質疑応答

特になし。

3. 第71期リーグ戦・女子部リーグ戦日程

発議背景

- ・2024 インカレ大会 (@神戸) の日程が例年より後ろ倒しであることがほぼ確定。
→インカレ後に交流戦や合宿を行う大学が多く、従来通りにリーグ戦を開催すると、スケジュール調整が難しくなることが想定される。
- ・全加盟校が万全な状態でリーグ戦に挑める日程で調整したい。

⇒日程案①・②を提案、いずれかの決議を行いたい。

日程案① インカレ 2週間後の開始(従来)

- メリット : 伊勢大会(王座・東西)に配慮した、例年通りのスケジュール。
- デメリット : インカレ後のスケジュールの過密化。競技形式変化への対応難化。

日程案② インカレ 3週間後の開始(第70期)

- メリット : インカレ後のスケジュールに余裕ができる。伊勢大会への影響も少ない。
- デメリット : 2年連続で例外の発生。

⇒本連盟としては日程案②を採用したい。

参考

月	火	水	木	金	土	日
8月19日	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
9月1日						
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
10月1日						
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
11月1日						
2	3					

月	火	水	木	金	土	日
8月19日	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
9月1日						
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
10月1日						
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
11月1日						
2	3					

第71期リーグ戦・女子部リーグ戦も第70期と同様男女同日程で行う予定。

議決内容

当連盟が提案する日程案②を第71期リーグ戦において採用することに賛成するかどうか。

議決方法

- ・各校代表者 1 名による挙手 (Zoom の挙手機能を用いる)。
- ・加盟校の過半数 (27/53) の挙手でこれを可決とする。(規約第二十二條)

18 : 50 ~ 18 : 52 各校話し合い

質疑応答

特になし。

議決

賛成 43 票、委任状 7 票 計 50 票

賛成票過半数以上により日程案②で可決。

4. 本連盟規約改正（ブロック分け抽選会）

発議背景

- ・第49回学生弓道合同研修会・二日目において再抽選する事案が発生。
- ・背景には手法の引継ぎが不十分であったことが挙げられる。

⇒再発防止のため、手法明文化の必要あり。

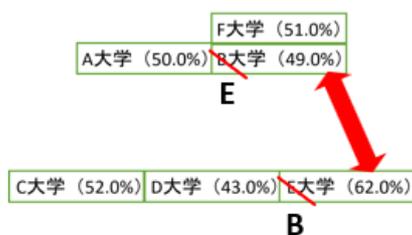
発議内容

《ブロック分け抽選会》新規第五十六条

- ①加盟校の所属するブロックは、学生弓道合同研修会における抽選会によって毎年決定する。
- ②抽選方法は以下とする。まず、A B(C)と書かれたくじを一本ずつ用意する。次に、本連盟第六十九条に基づいて決定したブロック内順位が同順位の大学同士で、上記のくじを引く。引いたくじに記載されているアルファベットがその大学の所属するブロックとなる。
- ③入替戦の結果、昇格・降格した大学がいる場合、その大学の抽選時順位は、本連盟規約第六十九条および第七十一条を参照し決定する。

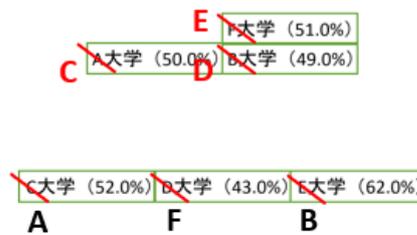
参考

昇格校が、E大学だった場合



- ・第七十条④より、E大学はF大学より下位
- ・第七十条⑦より、B大学はブロック順位一位

・昇格校が、C大学、D大学、E大学だった場合



- ・第七十条⑥よりE大学がブロック順位四位、他が五位（的中率により決定）
- ・第七十条⑦より、A大学、B大学、F大学はブロック順位一位

《順位決定》新規第六十九条（現第六十八条）

各リーグ、ブロック内の順位は勝数によって決定する。但し優勝・最下位以外の順位で勝数が同じである場合、的中率の多少によって順位を決定する。的中率も同じである場合は前年度の順位によって決定する。

《順位決定戦》新規第七十条（現第六十九条）

①優勝・最下位において勝数が同じである場合、順位決定戦を行う。

《入替戦》新規第七十一条（現第七十条）

②入替戦に勝利した下位校は上位リーグへ昇格とする。

③入替戦に敗北した上位校は下位リーグへ昇格とする。

④②により昇格した大学の**昇格後のリーグ内での順位**は、前年度から同リーグに所属していた大学よりも**上位にならぬよう調整する。**」

⑥②により昇格した大学が複数ある場合、当該大学間の順位については、**的中率の多少により決定する。**

⑦③により降格した大学の**降格後のリーグ内での順位**は、前年度から同リーグに所属していた大学よりも**下位にならぬよう調整する。**

⑨③により降格した大学が複数ある場合、当該大学間の順位については、**的中率の多少により決定する。**

補足

- ・女子部リーグ戦においては、新規第八十六条として同様の内容を採用する。

《ブロック分け抽選会》新規第八十六条
加盟校の所属するブロックの決定方法は、第五十六条に準じる。

- ・条文挿入による条文番号変更・参照条文番号変更は、新規条文が男女ともに可決となった際に同時に行うものとする。以下一覧となる。

《選手の通知》新規第六十四条
②選手交代の通知については、第六十五条第六十六条に従う。

《リーグ戦個人的中率記録会出場資格》新規第七十五条
②第七十二条第七十四条内の非加算行射を除く……………

《選手の通知》新規第九十四条
②選手交代の通知については第九十二条第九十六条に従う。

《順位決定・順位決定戦・入替戦》新規第九十九条
順位決定・順位決定戦・入替戦については第六十八条第六十九条・第六十九条第七十条・第七十条第七十一条に準じる。

《女子部リーグ戦個人的中率記録会出場資格》新規第一〇三条
②第一〇〇条第一〇二条内の非加算行射を除く……………

《選手の通知》新規第一二三条
②選手交代の通知については第一二三条第一二五条に従う。

《選手登録》新規一三五条
女子部新人戦選手登録については、第一一一条第一一三条に準じる。

《選手の通知》新規第一四四条
②選手交代の通知については第一四四条第一四六条に従い、……………

《緊急事態条項》新規第一七八条
四九条から一七五条一七七条について、……………

あくまで、総会において可決された改正案のみが改正される。(規約への遵守)

議決内容

- ・当連盟が提案する新規第五十六条に賛成するかどうか。
 - ・女子部リーグ戦において新規第八十六条に賛成するかどうか。
- (可決次第、条文挿入による条文番号変更・参照条文番号変更も行う。)

議決方法

- ・各校代表者一名による挙手(Zoomの挙手機能を用いる)。
- ・出席校の三分の二(31/46)の挙手でこれを可決とする。(規約第二十三条)

19:20~19:25 各校話し合い

質疑応答

特になし。

議決

新規第五十六条

全会一致のため**可決**。

新規第八十六条

賛成 44 票

出席校の三分の二以上のため**可決**。

新規2条文が共に可決したため、該当する条文番号の変更及び参照条文番号を変更。

質疑応答

特になし。

5. 本連盟規約改正（新人戦・女子部新人戦）

発議背景

- ・第70期新人戦・女子部新人戦開催に際し、規約見直し。
- ・現状と乖離した記述の存在が散見される。

⇒第70期リーグ戦・女子部リーグ戦の準じる形で改正を行いたい。

発議内容①：懲戒条項の参照条文番号訂正

《棄権》旧第一二四条

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第三十七条第二十八条に基づき懲戒を行うことができる。

《棄権》旧第一四五条

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第三十七条第二十八条に基づき懲戒を行うことができる。

発議内容②：競技校の集合時間

《対戦校の集合時間について》旧第一一六条

原則下位校は付け矢開始三十五分前、上位校は付け矢開始三十分三十分前を目安に会場に到着すること。

《対戦校の集合時間について》旧第一三七条

原則下位校は付け矢開始三十五分前、上位校は付け矢開始三十分前を目安に会場に到着すること。**(改正無し)**

参考

【男子試合】	
9:00	道場校準備完了
9:05	下位校・立合い 到着 ※三つ巴の場合は最下位校到着時刻 ※三つ巴以上の場合、下位校は9:05~10の間に到着するようにする。
9:10	上位校 到着
9:40	附矢 開始
11:10	附矢 終了
11:25	試合開始（開会式）

【女子午前試合】	
9:00	道場校準備完了
9:05	下位校・立合 到着 ※三つ巴の場合は最下位校到着時刻 ※三つ巴以上の場合、下位校は9:05~10の間に到着するようにする
9:10	上位校 到着
9:40	附矢 開始
10:20	附矢 終了
10:40	試合開始（開会式）
【女子午後試合】	
13:00	道場校準備完了
13:05	下位校・立合 到着 ※三つ巴の場合は最下位校到着時刻 ※三つ巴以上の場合、下位校は9:05~10の間に到着するようにする
13:10	上位校 到着
13:40	附矢 開始
14:20	附矢 終了
14:40	試合開始（開会式）

発議内容③：立合校の集合時間（新人戦）

《立合》旧第一一七条

③立合は附け矢三十分三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

《立合》旧第一三八条

③立合は附け矢三十分三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

発議内容④：立合校の集合時間（リーグ戦）

《立合》旧第六十条

③立合は附け矢三十分三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

《立合》旧第八十九条

③立合は附け矢三十分三十五分前までに試合会場に到着しなければならない。

発議内容⑤：参照条文番号訂正

《棄権》旧第六十六条

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十七条第二十八条に基づき懲戒を行うことができる。

《棄権》旧第九十五条

③正当な理由なく棄権した場合、本連盟は第二十七条第二十八条に基づき懲戒を行うことができる。

19：48～19：51 各校話し合い

議決内容

- ・当連盟が提案する改正案に賛成するかどうか。
- ・条文一つずつに対し実施。

議決方法

- ・各校代表者一名による挙手(Zoomの挙手機能を用いる)。
- ・出席校の三分の二(31/46)の賛成でこれを可決とする。(規約第二十三条)

質疑応答

特になし。

議決

発議内容①

全会一致により可決。

発議内容②

賛成 45 票

出席校の三分の二以上のため可決。

発議内容③

賛成 44 票、反対 1 票、未回答 1 票

出席校の三分の二以上のため可決。

発議内容④

賛成 44 票

出席校の三分の二以上のため可決。

発議内容⑤

全会一致により可決。

よって、第 70 期リーグ戦・女子部リーグ戦に準じる形で改正。

補足：実施要項の位置づけ

- ・その年における、その大会の運営方法を決定づけるもの。(継続性なし)
- ・規約から、その大会の細則決定を委任されているもの。(旧第七十八条ほか)

⇒・原則として、基盤である規約と齟齬があってはならない

- ・緊急性のある問題への対策、柔軟な対応の手段としての機能

質疑応答

特になし。

6. 第70期新人戦・女子部新人戦

開催期間

3月03日(日)	新人戦・女子部新人戦第1回戦
3月10日(日)	新人戦・女子部新人戦第2回戦(午前・午後)
3月16日(土)	新人戦・女子部新人戦第3回戦
3月17日(日)	新人戦・女子部新人戦第4回戦
3月23日(土)	新人戦・女子部新人戦準決勝
3月24日(日)	新人戦・女子部新人戦決勝戦・三位決定戦

試合時間

- ・実施要項並びに対面マニュアルに準拠。
- ・参加チームの状況により、4回戦がなくなる可能性あり。その場合、17日(日)を空き日とする。

注意事項

- ・2月17日にトーナメント抽選会を実施、出場する大学は必ず出席すること。
- ・無断欠席の場合は棄権とみなす。

例年との変更点

- ・1大学1チームまでの制限
- 研修会の事前アンケートにより、新人戦参加校が例年よりも大幅に増加したため。
- ・立合講習会の実施
- 2月25日を予定、立合を行う人が参加するように。詳細は追って連絡。

参加登録・選手登録について

- ・参加登録
- メーリス、オプチャにて参加登録フォームを公開 **(2024年1月31日(水)23:59まで)**
- ・選手登録
- 全日本学生弓道連盟ウェブサイトより実施 **(2024年2月1日(木)~2月16日(金)23:59)**
- ※氏名の漢字、ふりがな、学年が正しいかダブルチェックをして極力間違いが無いように。
- 万が一違っている場合は、全日本学生弓道連盟に修正依頼をすること。

新人戦の注意点①：出場資格について

新人について

- ・東京都学生弓道連盟主催のリーグ戦に、過去一度も出場したことがない部員。
- ・対義語として「旧人（リーグ戦に出場したことがある部員）」が存在。
- ・順位決定戦・入替戦のみの出場も旧人となる。
- ・全関東大会、全国選抜大会、インカレなどその他の各種大会の出場の有無によらない。

大学新一年生（セレクションなど）や部員登録がされていない者の出場は不可。

新人戦に選手登録された女子選手は、女子部新人戦には参加不可。

新人戦の注意点②：練習試合の禁止

- ・新人戦期間(3月2日～3月24日)の間は**練習試合を原則禁止**。
- ・新人戦期間は1回戦の前日からであるので注意。ただし、本連盟が定める期日までにメールにて本連盟の許可を得た場合のみ、練習試合を認める。詳細は実施要項に記載。

新人戦の注意点③：加盟同士の連絡手段について

- ・**本連盟作成のオープンチャットに限定**
 - ・当該試合の関係校が全て揃い次第その試合の立合校主体で打ち合わせを開始するように。
 - ・オープンチャット参加のタイミングは、道場校が名簿を必要とする場合がある為、下記のうち早い方のタイミングまでに参加すること。(立合校も同様)
1. 当該試合の二週間前
 2. 当該試合に出場することが確定した瞬間

質疑応答

[東京都立大学 渉外より]
練習試合禁止期間について、1回戦や2回戦で負けた場合も期間内は練習試合をすることが出来ないのか。

→そのような認識で間違いない。道場校の兼ね合いのため、たとえ敗退しても禁止期間の適用があることをご理解いただきたい。

7. 全体を通じた質疑応答

[高千穂大学 主将より]

2月25日の立合講習会は対面か、オンラインか。

→現時点ではオンラインを予定している。

20:33 臨時総会終了